十九の四　第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造

二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置

二十一　第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置

二十二　第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備

二十三　［略］

二十四　第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の掲示

十九の四　危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造となっていることを、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視等により検査する。

二十一　危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十二　危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

二十三　［略］

二十四　危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内容を、目視等により検査する。

十九の四　第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造

二十　第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置

二十一　第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置

二十二　第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備

二十三　［略］

二十四　第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の掲示

十九の四　危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十　危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視により検査する。

二十一　危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十二　危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十三　［略］

二十四　危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内容を、目視により検査する。